

第2回

かすかべ ビジネスプラン コンテスト表彰式

2018.2.7 (Wed)

東部地域振興ふれあい拠点施設
ふれあいキューブ
1階 多目的ホール

表彰式 15:00~16:15

受付14:45~ 参加無料・予約不要

交流会 16:30~17:30

会費1,000円・要事前予約(裏面)

7月から9月にかけて、世の中に新たな価値を提供し、地域の活性化に資する事業計画を求めて実施したビジネスプランコンテスト。11月の最終審査を経て、各賞を受賞した方を表彰します。

受賞者による事業計画のプレゼンテーションもありますので、興味のある方、起業を考えている方、創業に関する支援をされている方は是非お越しください。

また、表彰式の後には、受賞者及び審査委員を交えての交流会も開催します。こちらも是非ご参加ください。

プログラム(予定)

第1部

表彰式

- ビジネスプラン部門(一般)
 - 最優秀賞……………1名
 - ふれあいキューブ賞……………1名
- ビジネスアイデア部門(生徒・学生)
 - グッド・アイデア賞……………1名
 - 特別賞……………2名
- 受賞者プレゼンテーション
- 審査委員長による講評

第2部

交流会



主催 春日部市 / 春日部商工会議所 / 埼玉ふれあい拠点運営共同事業体

問い合わせ

春日部市商工観光課 ☎048-736-1111 (内線7758)

春日部市創業支援事業



創業しよう! そうしよう!!

春日部市創業支援事業

春日部市は、平成27年2月27日に国（経済産業省・総務省）の「創業支援計画」の認定を受け、市内で創業を希望する方を応援しています。創業に関する様々な疑問・課題に市、公的機関、身近な専門家が相談、情報提供等をいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

また、計画の中で特に創業の確率が高まると考えられる支援を「特定創業支援事業」として位置づけています。特定創業支援事業による支援を受けた創業者については、創業の際に国からの支援が受けられます。

特定創業支援事業とは……

創業支援事業計画に掲げる事業の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく継続的な支援のことで、**4回以上1ヶ月以上の継続的な支援**を創業希望者に対して行う事業を言います。特定創業支援事業を受けた方は、その後創業する際に国からのメリットを受けることができます。

なお、春日部市特定創業支援事業は、「ワンストップ相談窓口」（春日部商工会議所中小企業相談所）と「創業塾」（ふれあいキューブ創業支援ルーム）となります。創業塾の開催時期については、市広報及びHP等にてお知らせいたします。

受けられる支援とは……

国の支援 1. 創業関連保証の特例について

- 無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円まで拡大され、事業開始6ヶ月前から利用できるようになります。保証の特例を受ける際は、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途審査を受ける必要があります。
- 特定創業支援事業の支援を受けた、事業開始6ヶ月前から創業後5年未満の方が対象です。
- 春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を受けることができます。

国の支援 2. 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際の登録免許税軽減措置について

- 創業前の方又は創業後5年未満の個人の方が株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際に、登録免許税が軽減されます。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に証明書（原本）を法務局に提出する必要があります。
- 春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合は、登録免許税の軽減措置を受けることはできません。

市の支援 法人設立応援補助金

- 創業前の方または創業後5年未満の個人の方が、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社を設立する際に、登録免許税の一部を補助します。補助を受ける際は、法人設立後、市に必要書類を提出する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。
- 春日部市で交付された証明書にて、春日部市以外で創業する場合は、この補助金を受けることはできません。

支援を受けるためには

上記1～2の支援を受ける際は、申請により特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受ける必要があります。証明書は春日部市商工観光課にて発行します。申請の際は商工観光課にお問い合わせください。

春日部市創業支援事業一覧

春日部市役所

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>

■ 創業支援連絡窓口

市内で創業支援を行っている支援機関の紹介。

■ 創業支援(啓発)セミナー

市内で創業を希望する方を対象に年2回程度開催を予定しています。

■ 「特定創業支援事業」終了証明書の発行

「特定創業支援事業」終了の基準を満たした方に「証明書」を発行します。

連絡先：春日部市役所商工観光課 ☎048-736-1111
8:30~17:15（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

春日部商工会議所 中小企業相談所

<http://www.kasukabe-cci.or.jp/index.html>

中小企業相談所では、知事の認定を受けた「経営指導員」が創業を目指す方の支援を行います。事業計画の作成や資金調達についてご相談ください。なお、春日部商工会議所中小企業ワンストップ相談窓口(特定創業支援事業)相談所で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等の指導を、1ヶ月以上にわたって4回以上受け創業した方（特定創業支援事業を受けた方）は、春日部市内で創業の際に国からの支援が受けられます。

連絡先：中小企業相談所 ☎048-763-1122
9:00~17:00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

東部地域振興ふれあい拠点施設ふれあいキューブ5F 創業支援ルーム

<http://kasukabehall.jp/sogyoshien-01.html>

■ 創業塾（特定創業支援事業）

「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」等について、全4回程度（1ヶ月程度）の連続講座を行います。開催日時等については、市広報・HP及び創業支援ルームのHP等でお知らせします。創業塾に参加し全課程を受講した方は、春日部市内で創業した際に国からの支援が受けられます。

■ インキュベーション事業

創業ステージに合わせた入居スペースを提供しています。募集についてはホームページをご覧ください。

連絡先：創業支援ルーム ☎050-3353-5334
9:00~17:30（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

第2回 かすかべ ビジネスプランコンテスト 交流会 参加申込書

ふりがな 氏名	性別 男・女	職業 電話又は メールアドレス
------------	-----------	-----------------------

【申込先】春日部市商工観光課 TEL 048-736-1111（内線7758） FAX 048-733-3826 MAIL shokou@city.kasukabe.lg.jp
電話またはFAX・メールにてお申し込みください。